

# 路上イベントに伴う 道路占用手続きのガイドライン

令和4年6月1日 平泉町

建設水道課

# 目 次

1	ガイドライン策定にあたって	1
2	道路占用とは	1
3	道路占用の許可基準	2
4	イベントスペースの占用について	4
5	道路占用の手続き	6
6	道路占用料	7
7	その他の手続き	7

## 1 ガイドライン策定にあたって

平泉町では、道路空間を利用して地域の活性化や賑わいの創出を目的とし、行政・町民・団体などが一体となって取り組むイベント活用の中場として道路空間を活用できるよう、弾力的な道路占用許可を行っております。

本ガイドラインは、基本的な都市の骨格を形成し、人や自転車、自動車が安心して通行できるという、道路本来の役割を前提としつつ、地域の賑わいの創出を目的とするイベント開催を考えている方に、道路占用の手続きや具体的な基準、留意点をまとめたものです。

## 2 道路占用とは

道路に一定の工作物を設け、道路を継続して若しくは反復して使用する場合は、道路占用の対象となります。このことについては、道路の地上、地下、上空を問わず、全て道路占用となります。

そのため、イベント実施に伴い、道路上にテーブルやテント、椅子などを設置する場合には、道路占用許可申請が必要となります。

### その他注意事項

**【道路の占用許可＝路上イベントの許可】ではありません。**道路占用の許可は、路上イベントに際し使用するイベントスペース及び占用物件に対する許可です。

**併せて、警察からの道路使用許可が必要となります。**

また、食品営業の許可、建築確認や催物開催の届出などが必要となる場合がありますので、関係部署に事前相談を行ってください。

### 3 道路占用の許可基準

路上イベントにおける道路占有許可基準の基準については、原則「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占有の取扱いについて」（平成17年3月17日国道利第28号）及び「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版」（平成28年3月国土交通省道路局）によりますが、具体的な取扱いについては、次のとおりです。なお、これらの基準を満たしていても、現地の状況等により許可できない場合があります。

#### 1) 占有目的

地域の活性化や街の賑わい創出の観点から、国・地方公共団体並びに地域住民及び団体等が一体となって取り組むものであること。

**※純営利目的である場合や、地域の活性化や賑わいの創出を謳っているものの、内容が明らかに営利目的を含むと判断されるものは許可の対象となりません。**

#### 2) 占有主体

- ア. 国・地方公共団体
- イ. 国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会、実行委員会等
- ウ. 国・地方公共団体が支援するイベントの実施主体
- エ. その他町長が認めるもの

**※内容により、地域住民、団体等の同意書等の書類の提出が必要になります。**

**※内容により国・地方公共団体が支援していることを確認する書類の提出が必要になります。**

#### 3) 占有期間

占有の期間については、原則1日ですが、交通管理者（警察）、地域住民、商店街等の団体等の理解が得られるものについては、数日間の継続的なものや毎週日曜日といった反復的なものについても実施可能です。

#### 4) 占用場所

次の条件をすべて満たす場所であること。

ア 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

(例) 信号機、交通標識、案内板等を隠す物件の設置は不可。

イ 交通量が多い場所にあつては3.5メートル以上、その他の場所にあつては2メートル以上の十分な歩行空間を確保すること。

ウ 交差点、横断歩道、踏切及び橋梁の上でないこと。

エ 道路の曲がり角。交差点の側端、横断歩道の側端、踏切の側端、バスの停留所、消火栓、交通信号機又は道路標識から5メートル以上の距離を保つこと。

カ 視覚障がい者誘導ブロックが設置されている付近については、当該ブロックとの距離を1メートル以上確保すること。

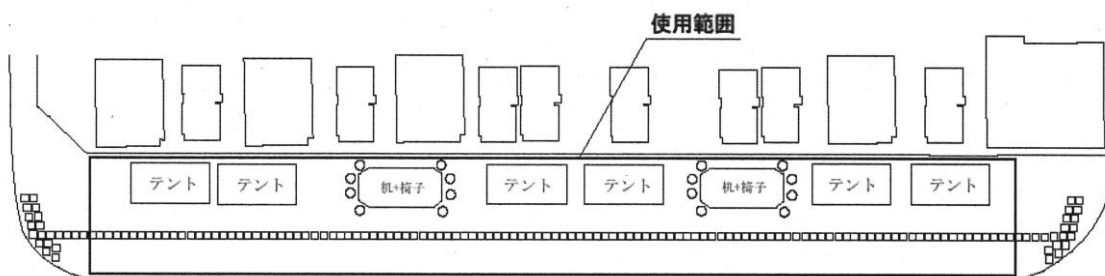
ただし、交通管理者等との協議により交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保されるとともに、緊急時や災害時に緊急車両が通行できるよう配慮するものについては、条件を緩和できることがあります。

#### 5) 占用物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、周辺の景観、美観などに配慮するものであること。

## 4 イベントスペースの占用について

### ○イベントスペースの使用範囲のとり方（テント等を設置する場合）



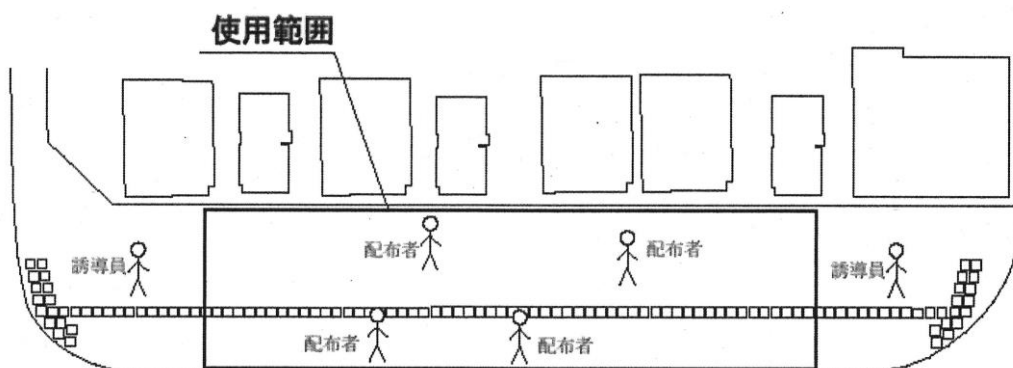
・ イベントスペースの占用数量については、使用する想定範囲の面積を計上してください。

計算例：5m 使用範囲 面積：A=5m×30m=150㎡

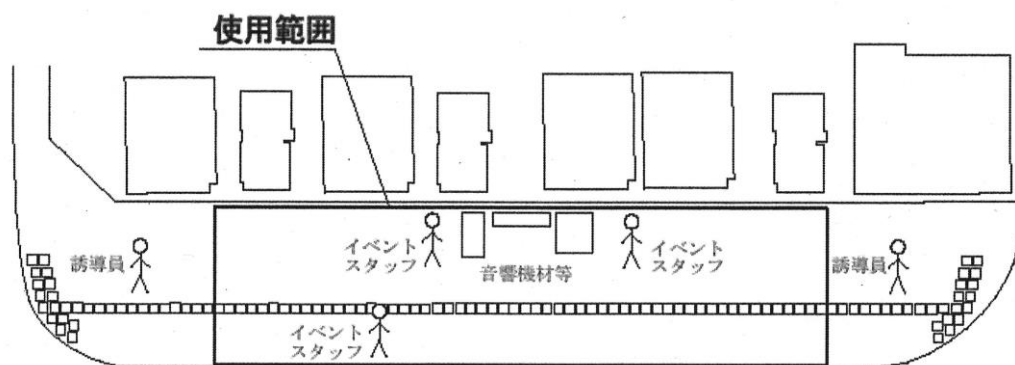
30m

### ○イベントスペースの使用範囲のとり方（テント設置等を伴わない場合）

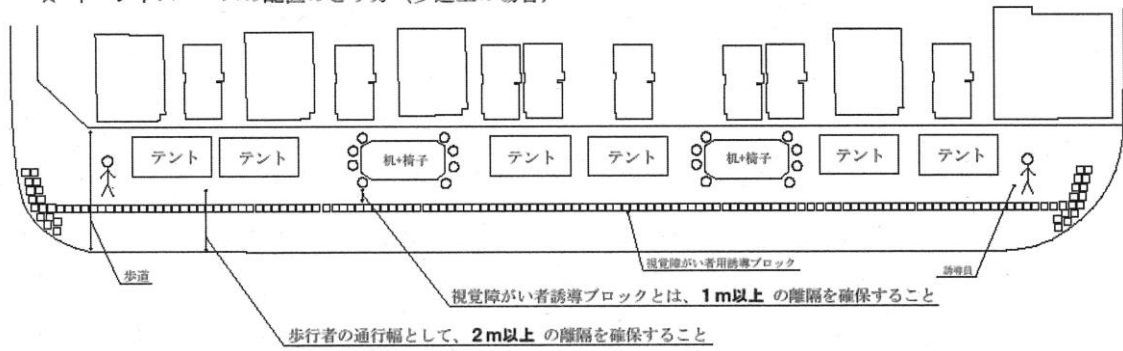
☆機材等を設置しない場合のイベント（人のみ）



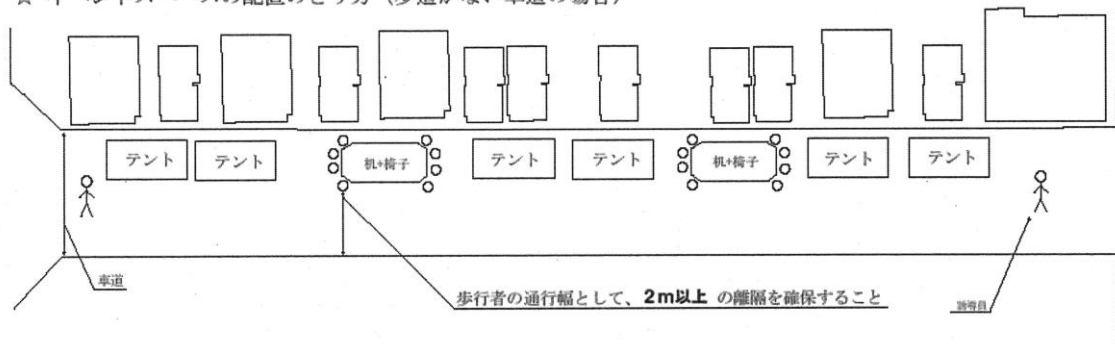
☆機材等を設置する場合のイベント（人+機材）



☆ イベントスペースの配置のとり方 (歩道上の場合)



☆ イベントスペースの配置のとり方 (歩道がない車道の場合)



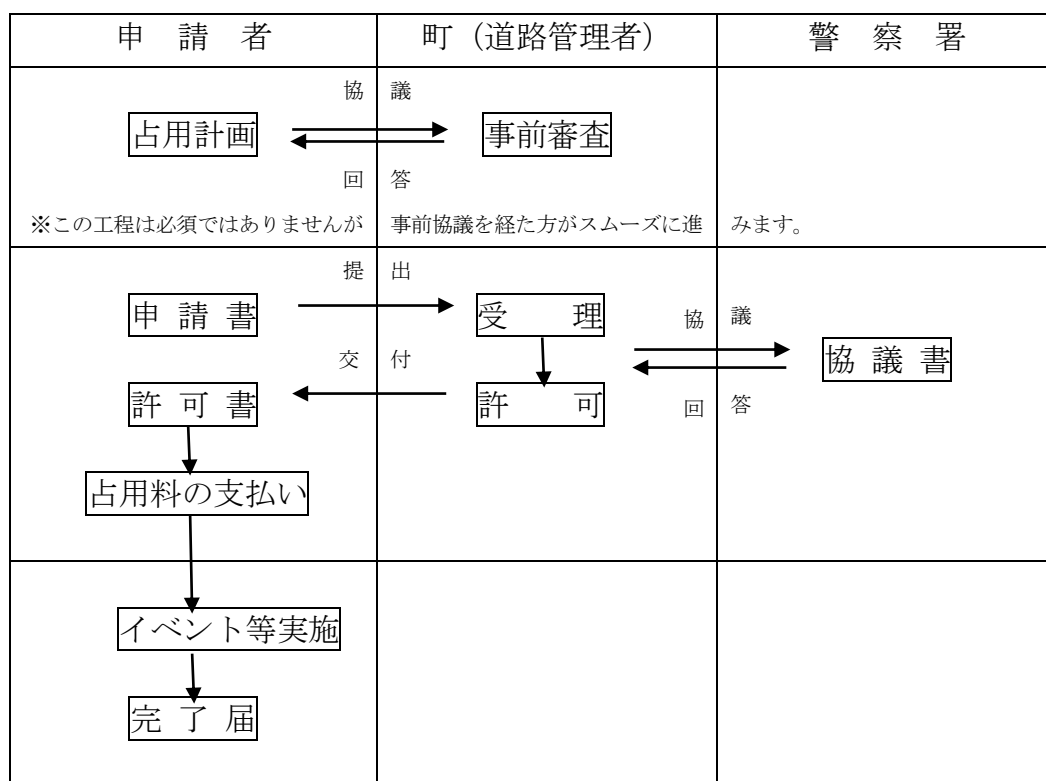
## 5 道路占用の手続き

道路占用の手続きには、事前に次の書類を提出し、許可を受ける必要があります。

- ・道路占用許可申請書（様式は平泉町建設水道課の窓口又はホームページにあります）
- ・位置図
- ・平面図（占用面積が確認できるものが必要）
- ・断面図
- ・現地写真
- ・その他内容に応じて必要な書類（国及び地方公共団体等が支援していることを確認する書類、関係者の同意等）

手続きの流れは下図のとおりです。申請書を提出して許可を受けるまでに役場の開庁日で10日から2週間程度かかりますので、早めの手続きをお願いします。

また、イベント終了後には、完成届（イベント前・中・後の写真等の添付が必要）の提出が必要です。





## 6 道路占用料

路上イベントを実施する際、原則として道路占用料が必要になります。道路占用料は、占用物件の内容、面積、期間等に応じて計算し、許可の際に納付書発行しますので、納期限内に金融機関などで納付してください。

占用料の徴収は下記のとおりです。

- 1) 占用主体が、
  - ア 国・地方公共団体⇒**免除**
  - イ 国・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会、実行委員会等 ⇒ **免除**
- 2) 占用主体が、
  - ウ 国・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体 ⇒ **免除**
  - エ その他町長が認めるもの ⇒ **免除**

### ※ただし収益が発生する路上イベントの

- ・収益が発生するが、運営費等に充当する場合⇒**免除**
- ・収益が発生するが、運営費等に充当しない場合⇒**占用料徴収**

## 7 その他の手続き

道路を路上イベントで利用する場合は、道路占用許可だけでなく、所轄の交通管理者（警察）による店舗等や設置物によっては、保健所による食品営業許可や消防署に届出が必要になるなど、その他の手続きが必要になる場合もありますので、時間的な余裕を持ち、関係機関に事前相談、協議を行ってください。